

I ライフステージを通じた施策

1 こども・若者が活躍できる支援の充実

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有

施策項目	施策内容
こども基本法、こども大綱など「こどもの権利」の理解促進	こどもまんなか週間での周知活動や出前講座を通じて、こどもの権利について社会全体が理解できるように努めます。
人権に関する指導	教育現場において、こどもたちが性別にかかわらず互いの人権を尊重する意識を育むための教育を実施します。
こども・若者から意見を収集する仕組みの拡大	市民意識調査での対象年齢の拡大など、より多くのこどもや若者が発言できるよう、現行制度の見直し・改善を実施します。

(2) こども・若者が活躍できる機会づくり

施策項目	施策内容
こども・若者健全育成に関する団体への支援	「青少年を健やかに育てる会」「沼津市PTA連絡協議会」「沼津市こども会育成連絡協議会」など、地域においてこども・若者たちの健全育成に取り組む各種団体の活動を支援します。
こども会等の地域活動への参加支援	「沼津市こども会育成連絡協議会」、「ボーイスカウト沼津支部」等の地域活動団体の支援に努めます。
保育所の地域交流の推進	地域の高齢者やこどもたちとのふれあいを高め、児童の健全な育成を図るため、保育所の地域交流を促進します。
各学校が独自に実施する地域資源・人材を活用した事業、キャリア教育に係る事業の促進	各学校が独自に実施する地域資源・人材を活用した事業やキャリア教育を実施し、郷土への愛着等を醸成します。
青少年リーダーの養成	各種講習会や研修会を通じて、青少年リーダーの発掘・養成を行い、学校や地域等の様々な場面において活躍が可能な人材育成を図ります。
多様な体験の場の確保・充実	豊かな人間性、社会性を育成するため、多様な体験の機会を設けます。
ボランティア活動への参加促進	中学生・高校生の子育てや子育て支援への理解を醸成するため、地域における子育て支援活動などに参加する機会を提供します。
一日保育体験学習の実施	次世代に親となる若者の乳幼児・児童に対する愛情や理解を醸成するため、夏休み期間中に保育体験学習を行うなど、中学生・高校生が乳幼児・児童と接する機会を提供します。
職業体験機会の提供	中学生段階から地域での職場体験を実施し、こどもの郷土愛の育成を図ります。また、企業の定着・誘致を通じて働く場を確保することにより、定住意欲を喚起し、若年者のUターンを促進します。
青少年健全育成事業	「高校生しゃべり場inぬまづ」や「二十歳の議会」など、青少年の健全育成を推進するためのイベントを開催します。
こどもが主体となった読書活動の充実	参加者同士がおすすめの本を紹介し合い、一番読みたくなった本を投票で決めるゲーム感覚の催しなど、参加型の活動等、自主的で意欲的な読書活動に向けた企画の充実を図ります。
こどもの主体性を尊重したルールづくり	各学校におけるルールの決定及び見直しの際には、児童・生徒の話し合いの機会を設けるなど、こどもの意見を尊重したルールづくりに努めます。
学生がまちづくり活動にチャレンジできる機会の創出	学生がチャレンジするまちづくり活動を支援し、まちづくりに当事者として関わり、よりよいまちを目指して行動することで、自分たちが暮らすまちの元気で、まちに対する誇りを醸成するとともに、こども・若者が活躍できる機会を創出します。
ユニバーサルデザインの推進及びバリアフリー化の推進	性別、年齢、障がいの有無、国籍などにかかわらず、できるだけ多くの人が施設・設備等を利用することができるよう、ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりを推進します。また、ベビーカー・車イス利用者等の利便性、こどもの安全性を高めるため、公共施設のバリアフリー化を推進します。
通学路点検	小学生が通学路における交通安全上の危険箇所を抽出し、その対応策について警察や道路管理者、自治会等へ提言することで、地域に貢献する機会を創出します。

2 こども・若者の状況に応じた適切な支援の充実

(1) 切れ目のない保健・医療の提供

施策項目	施策内容
乳幼児健康診査、健康相談の充実	生まれたこどもが成長できるよう、医療や保健各分野の関係機関と連携し、継続的な支援を図ります。
健診後のハイリスク者に対する保健指導の充実	乳幼児健診や医療機関と連携を図り、ハイリスク者に対する保健指導の充実を図ります。

幼児健康診査後のフォロー体制の充実	1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査後の必要な児に対し、精密検査を実施し、幼児の疾病の早期発見・治療に努めます。また、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査時に発達・養育等で継続支援が必要な児については、早期に健診事後指導教室につなげ、必要に応じて専門職種による個別相談を実施していきます。
健康づくりに向けた啓発の推進	市民が健康づくりや健康維持に取り組み、子育て世帯や将来的に親になる若者の健康的な生活の促進を図ります。さらに、より多くの母親に参加してもらえよう、情報発信に努めます。
小児医療体制の強化（専門医の充実、夜間・休日の診療等）	関係機関と連携し、小児医療体制の充実を図ります。
医療機関との協力体制の充実・強化	医師会等の協力の下で小児医療体制の確保に努めるとともに、広報紙・ホームページ等で休日・夜間等の当番医に関する情報提供を継続していきます。
学校における食育の充実	児童生徒が「食」に関する知識とバランスの良い「食」を選択する力を身につけ、食事を通じて自らの健康管理ができるよう指導していきます。
学校給食の充実	養護教諭・学校栄養職員の資質の向上を図るとともに、沼津市学校給食委員会において給食物資や納入業者の選定、衛生指導等を行い、学校給食の食事内容のさらなる充実に努めます。
「沼津市食育推進計画」に基づく、食を通じた健康づくりの推進	市民一人ひとりが生涯にわたって望ましい食との関わり方を身につけ、健康な心と体を持ち、豊かな人間性を育む食育活動を家庭及び学校、地域において推進します。
保育所の給食の充実	保育所の調理に関わる職員に対し、研修等を通じて資質の向上を図り、保育所の給食の充実に努めます。
親の食育に対する意識の啓発	食に関する講座の開催等により、食育の重要性についての啓発に努めます。また、こどもたちが家族団らんの楽しい食事をとることができるよう、SNS等の手段を活用し、情報発信に努めます。さらに、食の自立支援を促進するため、親子を対象に楽しみながら食事づくりを体験するクッキング教室などを実施します。
地域における食育の推進	地産地消に関する情報を発信します。地域や関係団体との連携・協働により食育を取り巻く環境づくりを推進します。また、地元の農産物を学校給食に取り入れるよう提案していきます。
健康相談の充実	妊産婦・乳幼児、その家族等の健康や子育ての不安に対応できるよう、保健センターや地域での専門家による相談体制の充実に努めます。
食生活に関する相談の充実	幼児食栄養相談等の食生活に関する相談機会を充実させ、「食に関する正しい知識」と「望ましい食習慣」を身につけさせるように努めます。

（２） こどもの貧困に対する支援

施策項目	施策内容
家計改善支援事業	生活状況に関する情報を把握整理し、課題を分析後、生活するための家計支援計画を策定するとともに多重債務相談窓口などの他機関への同行支援等を行います。
自立相談支援事業	生活困窮者自立相談支援制度の中心となる事業で、困窮者の相談を総合的に受け付け、状況に応じ支援プランを策定し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。
就労準備支援事業	すぐに就労することが困難な人に、就労に向けた準備として、それぞれの状況に応じて、生活改善、就労意欲の改善、就職活動へのアドバイスなど、一般就労に向けた基礎能力を養い、就労による自立を目指します。
居住支援事業	住居を持たない人に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供し、就職活動や住居確保による自立を目指した支援を行います。
その他、生活困窮者の自立の促進を図るために必要な支援	ハローワークとの連携による就労支援、雇用保険の受給、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度の利用、障がい者福祉に係る諸制度の利用など、生活困窮者自立支援制度以外の施策による支援を実施します。
沼津市生活困窮者自立支援ネットワーク会議	生活困窮者の早期把握や見守りのための情報交換及び連携や、生活困窮者に対する自立支援策の検討等を行うため、生活困窮者に対する地域全体での包括的な支援体制として、沼津市生活困窮者自立支援ネットワーク会議を開催します。
子ども貧困対策早期対応パンフレットの作成	様々な問題を抱えるこどもや保護者を早期に発見し、支援につなげるため、日常どのような視点が必要なのか、また、支援方法や関係機関・相談窓口などをまとめたチェックリスト等を示したパンフレットを作成します。すべての人が、普段の生活からこどもの貧困について関心をもち、市全体でこどもたちを見守る体制づくりを推進していきます。
教育保育関係者等へのこどもの貧困対策研修会の開催	学校や幼稚園・保育園、地域等において、支援を必要とするこどもを早期発見し、必要な支援に確実に繋ぐことを目的に、教育機関と福祉との連携が図られるよう、こどもの貧困に対する問題意識の大切さを理解する研修会等を実施します。
学習支援事業	生活困窮世帯等のこどもに対し、学習の場の提供及び学習支援を行うとともに、その保護者に対し教育相談を行います。

就学援助制度	学校教育法第19条に基づき、経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学校生活に必要な経費の一部を援助し、教育の機会均等を図ります。
住居確保給付金	離職により住居を喪失した（喪失の恐れのある）困窮者に、安定した就職活動ができるよう一定の要件のもとで家賃相当額を支給し、家計全体の改善に資する転居のための初期費用を補助します。
高等学校卒業認定試験合格支援給付金	高卒認定試験合格を目指す場合の対策講座受講費用の一部を支給します（上限15万円）。

（３） 障がい児等への支援

施策項目	施策内容
新生児訪問指導の充実	障がいの特性や個々の生活環境等によって生じる様々なニーズに的確に対応できるよう、新生児訪問指導を実施し、障がいのある人やその家族が安心して充実した生活を送ることができるよう支援します。
乳幼児健康診査事後指導の充実	療育が必要な乳幼児を早期に発見し、支援につなげていくため、乳幼児健診や医療機関との緊密な連携を図ります。
特別支援学級と連携した保育の実施	保育所や幼稚園における集団保育や統合保育の中で、障がいのある乳幼児や児童の生きる力を最大限に伸ばし、充実した日常生活や社会生活を送ることができるよう、情報提供や関係機関との連携推進に努めます。
特別支援保育研修会の開催	特別な支援を要するこどもについて、適切な保育が図られるよう研修会を開催します。
障がいのある児童や発達に配慮が必要な児童の保育の充実	障がいのある児童や発達に配慮が必要な児童の適切な療育ができるよう、保育所・幼稚園等の受け入れ体制の整備に努めます。
小・中学校と就学支援委員会との連携	児童・生徒が適切な「学びの場」で学ぶことができるよう、小・中学校と就学支援委員会が連携して、障がいのある児童・生徒の就学支援の充実を図ります。
医療的ケア児の受け入れ態勢の整備	各小中学校において特別支援学級、通級指導教室を適切に設置していくとともに、医療的ケアが必要な児童・生徒への支援等を行います。
各学校における特別支援教育の推進	各小中学校において特別支援教育コーディネーターを指名し、児童・生徒の障がいの程度に応じた個別の指導計画の作成、幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立ち一貫した支援を行うための個別の教育支援計画の作成など、個に応じた必要な支援を行います。また、臨床心理士、特別支援学校の教員等が各学校を巡回し、教員や保護者へ指導、助言を行う巡回相談、言語障がいや発達障がいを持つ児童・生徒への指導を行う通級指導教室など、専門性のある指導体制のもと、特別支援教育の充実を図ります。
障がいの有無に関わらずともに学べる教育機会の設定	障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒が自然に相互理解できる教育の充実に努めます。
就労教育の充実	特別支援学級において、こどもの発達段階に合わせ、将来の就労生活につながる「働く意欲」を培う授業を展開します。また、中学校においては、事業主と協力し、現場実習の充実を図ります。
教職員の資質向上に向けた研修等の推進	特性や障がいのある児童・生徒への理解を促進し、問題を専門的にサポートできる人材の育成と指導力の向上を図るため、また、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒が自然に相互理解できる教育を推進するため、児童・生徒の教育に関わる教職員等に対して継続的に研修を行います。
特別支援学級、通級指導教室の適切な配置	各小中学校において特別支援学級、通級指導教室を適切に設置します。
児童発達支援や放課後等デイサービスなど、障がい児福祉サービスの充実	障がい児の支援ニーズの多様化に対応するため、関係機関と連携した包括的かつ重層的な支援体制・相談支援の充実とともに障がい児の受け入れ体制、サービス提供の充実を図ります。
放課後対策の充実	就学している障がいのある児童に対し、放課後や長期休暇における療育支援を充実させるとともに、関係機関と連携して、一人ひとりの発達程度、障がいの状態 に応じたサービス提供体制の整備に努めます。
地域生活支援事業（見守り・送迎支援型）の実施	障がいのある児童や発達に配慮が必要な児童に対する地域での生活を支援するため、登下校の送迎や見守りを援助します。
障がいのあるこどもやその家族が安心して暮らせる、地域社会に向けた情報発信、障がいへの理解促進	障がいのある人 が、日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去及び共生社会の実現を図ることを目的として、障がいのある人や障がい特性に関する地域住民の理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。
乳幼児健診等における障がいの早期発見	障がいの早期発見に努め、身近な地域で適切な療育支援を継続的に受けることができる体制や相談体制の充実を図ります。障がいの早期発見に努め、身近な地域で適切な療育支援を継続的に受けることができる体制や相談体制の充実を図ります。

「交流保育（ふれあい保育）」「統合保育」の推進（再掲）	障がいのある未就学児の保育所・幼稚園等の受け入れ体制の整備に努めるとともに、障がいの理解や障がい児保育に関する研修等により、連続性のある保育、教育を推進します。
学校等における障がいのある児童・生徒との交流の促進	幼・小・中・高等学校と近隣の特別支援学校との交流や校内の行事、日常的な機会をとらえ、特別支援学級と通常の学級の児童・生徒同士の交流や保護者同士の交流を促進し、障がいのある人への理解を深めます。
障がい児に向けた福祉サービスの実施	障がいのある児童に関する相談や日常生活を送る上での適応訓練などの各種サービスの提供により、保護者の負担軽減を図ります。
障がい者基幹相談支援センター	地域で生活する障がいのある人及びその家族等の相談に応じ、各種サービスの利用など地域生活に必要な支援を行います。
障がい児通所給付（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）の実施・支給	心身に障がいのある児童に対して、生活能力向上のために必要な訓練、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
重度障がい児への経済的支援の充実	重度の障がいのある児童の健康の増進と生活の安定を図るため、医療費を助成します。また、障がいのある児童の障がいを補うため、補装具の交付・修理・給付・貸与を行います。さらに複数の就学前のこどもがいる世帯で、児童通所支援を利用している場合に利用者負担額の軽減を図ります。
児童発達支援センターの充実（児童発達支援センターみゆき）	地域における療育指導体制の拠点として、専門職や関係機関と連携し、心身の発達に課題がある児童に療育指導を実施します。また障がいを持つ児童が通う保育所等の訪問支援等を通じて児童の発達を支援します。
障がい児入所施設の充実（あしたか学園）	主に知的な発達に困難を抱える児童や行動に問題を持つ児童を保護して、集団生活を通じて日常の基本的な生活訓練や社会自立に必要な能力の育成を支援します。
生涯学習・スポーツ等への参加促進	障がいのある人が、地域において、生きがいを持ち、ゆとりや潤いのある生活を送れるよう、生涯学習機会の充実を図ります。また、障がいがあっても気軽に文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動等に参加できるような環境づくりや配慮を推進します。

（４） 児童虐待防止対策等の推進

施策項目	施策内容
児童虐待防止の啓発活動の推進	広報紙・ホームページの活用、講演会の開催等により、児童虐待防止の啓発に努めます。
ヤングケアラーの把握、状況に応じた支援の検討	ヤングケアラーへの対応等、見守りや支援活動の充実に向けて、スクールソーシャルワーカーの認知向上を図ります。
学校と関係機関、地域との連携による児童虐待の早期発見、早期対応	園や学校と関係機関や地域等が連携し、虐待を受けているこどもを早期発見、対応できる体制の充実を図ります。
地域、保護者への児童虐待に関する啓発、情報発信	児童虐待の早期発見と早期対応のため、地域において児童虐待に関する啓発を充実します。
配偶者からの暴力への対応策等の推進	ドメスティックバイオレンス（配偶者等への暴力）は、児童の心理面に影響を及ぼし、児童虐待にもつながることが懸念されるため、配偶者等からの暴力への対応に取り組みます。
母子生活支援施設入所に関する支援	虐待やDV等で支援が必要な母子を、母子生活支援施設に保護し、自立に向けた支援を行います。
要保護児童対策地域協議会（児童虐待防止対策事業）	児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応を図るため、国・県・市の関係機関をはじめ、市自治会連合会、市医師会、市社会福祉協議会、民生・児童委員協議会などの34機関で構成する要保護児童対策協議会を運営し、関係機関との連携強化や支援体制を充実します。
支援体制の強化	要保護児童対策地域協議会の活動を通じて関係機関との連携強化を図り、児童虐待の防止や支援体制の強化に努めます。

（５） こども・若者を守る取組

施策項目	施策内容
不登校児童・生徒への支援	わずかな兆候を見逃さず早期に対応するとともに、学校での居場所づくりに努めるなど、魅力ある学校づくりを進めます。また、長期化する場合は保護者や関係機関等と連携し、社会的自立に向けた支援を行います。
地域における防犯意識の向上、啓発活動の充実	こどもが犯罪に巻き込まれないよう、防犯教育を実施し、正しい知識の普及を図るとともに、広報紙等により、保護者等への注意等を喚起します。
緊急時にこどもが避難できる場所（こどもかけこみ110番の家）の設置	こどもたちが危険を感じた時に、とっさに駆け込むことができる「こどもかけこみ110番の家」の拡充を図るため設置の必要性の啓発について「青少年を健やかに育てる会」等と連携しながら推進します。
性に関する指導	小中学校における性教育・性の尊重にかかる副教材を整備するとともに、各学校で、児童・生徒への性教育を行い、性に対する支援体制の確立を図ります。

教育関係者等の情報化	行政や教師の情報リテラシー、情報活用と危険性に関する情報能力の向上に努めます。
情報モラル教育の推進	子どもたちがネット上の有害サイトや悪質な情報により悪影響や被害を受けたり、SNSによるいじめやトラブルに巻き込まれたりしないよう、保護者等と連携し、情報モラルやルール等についての教育を推進します。
消費者教育の充実	年齢や社会状況に応じた消費者教育の充実に努めます。
若者への消費者教育（詐欺被害、犯罪組織勧誘等の予防）（再掲）	消費者トラブルに巻き込まれない自立した消費者として生活できるよう、学校等と連携して若年者に対する消費者教育の充実に努めます。
市民、事業者の防犯意識向上、地域防犯活動の参画促進（ながら見守りの普及等）	個人のライフスタイルや、事業者、団体等の事業活動にあわせて見守り活動を行う、ボランティアの防犯パトロール活動（ながら見守り活動）を推進し、安全・安心なまちづくりを推進します。
地域や学校、関係機関等と連携した防犯体制の強化	不審者情報等を参考に青色回転灯パトロール（青パト巡回）を実施し、地域や学校等と連携しながら不審者事案への早期対応、被害の未然防止を図ります。
書店の有害図書の調査	有害図書について、書店・コンビニエンスストアにおける販売状況、自動販売機の設置状況の調査を実施し、子どもたちに悪影響が及ばないよう努めます。
補導活動等の実施	青少年の非行・被害防止と健全育成を目的とした街頭補導や街頭キャンペーン、年報の発行などの広報啓発活動を行います。
飲食店・遊技場の立ち入り調査	子どもに不適切な飲食店や遊技場等への立ち入り調査を実施し、悪影響が及ばないよう努めます。
地域における有害環境の改善	全市一斉の「青少年を取り巻く社会環境の実態調査」により、有害環境の実態を把握し、地域ぐるみの有害環境浄化活動を推進します。
飲酒の防止	売店等に協力を求め、未成年の購入阻止の徹底を図るとともに、未成年の飲酒の悪影響等の知識の普及に努めます。
喫煙の防止	売店等に協力を求め、未成年の購入阻止の徹底を図るとともに、喫煙が身体に及ぼす悪影響等の知識の普及に努めます。
薬物乱用の防止	インターネット等で手軽に入手することが可能な状況にある薬物（危険ドラッグ）については、関係機関と連携し、購入阻止の徹底を図るとともに、薬物が心身に及ぼす悪影響等の知識の普及に努めます。
学校の安全対策の強化	不審者の侵入予防対策を強化するとともに、緊急時の児童生徒の避難体制の強化を図ります。
防災教育の充実（学校、家庭での教育）	各学校においては、施設の立地条件や地域の実情などを踏まえた防災計画を策定し、様々な災害を想定した防災訓練を年間の教育計画に位置付け、防災教育を進めます。
面接による相談	不登校や進路、子育てに悩む児童生徒とその保護者の悩みや不安を軽減し、児童生徒が将来的に自立して行くための支援を行います。また、不登校児童生徒の心理的回復を図り、自立や学校復帰を支援するための相談指導学級を設置します。
電話相談「やまびこ電話」	電話を通じて訴えられる青少年に関する様々な問題や悩みについて、電話相談員が共に考えながら解決のための援助を行います。
教育相談の充実	専門家やスーパーバイザーと連携し、面接相談・電話相談等の教育相談体制の充実を図り、不登校児童生徒等悩める青少年と父母等に対して、適切な支援・助言を行います。
重層的なセーフティネットの構築	健康、教育等の課題に応じた個別の相談対応を図るため、関係機関が連携し、重層的なセーフティネットの構築に努めます。
社会的養護が必要な児童・生徒の把握、関係機関と連携した支援の実施	小中学校を福祉につなげる窓口とするため、相談室で傾聴するだけではなく、様々な困難を抱える家庭を発見し、早期に福祉部門の支援を受けられるよう、スクールソーシャルワーカーとの連携に努めます。
自治会等への地域防犯関連設備への助成（防犯灯、放送設備、防犯カメラ、青色回転灯等）	防犯灯のLED化や放送設備等を設置する自治会等に対し、補助を行うことで、地域における防犯施設の充実に努めます。

Ⅱ ライフステージ別の施策

1 こどもの誕生前から幼児期まで

（1） 妊娠・出産・子育ての希望をかなえられる支援

①妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

施策項目	施策内容
産後ケア事業	退院直後の母子への宿泊、通所及び訪問により、心身のケアや育児のサポート等を行います。
親子ふれあい教室の充実	7か月児～未歩行の児及び、1歳6か月児～3歳未満の児とその親を対象に、運動遊びを通して親子のふれあいや子どもへのかかわり方を学ぶための教室を開催します。また、母親同士の交流により母自身の孤立化を防ぐことも踏まえ、今後より良い親子関係を築けるよう内容の充実に努めます。
赤ちゃんDayの充実	妊娠期から産後を過ごす方（妊婦とその配偶者、産婦とその配偶者）が集まり、情報交換や交流を通して、孤立を防ぎ仲間づくり・居場所づくりの支援を行います。妊婦と産婦が交流することで、妊婦は先の見通しを持てるようになり育児不安の軽減につなげることができるよう、より多くの妊産婦に参加してもらえるよう、情報発信に努めます。
こども家庭総合支援拠点の充実	家庭児童相談室の機能を包含し、こども家庭支援員、虐待対応専門員等を配置し、養育相談や虐待相談等に対応し、実情の把握、情報の提供、調査、関係機関との連絡調整等必要な支援体制をつくり、支援拠点の機能の充実に努めます。
早期発見体制の強化	民生委員・児童委員や教職員、保育士等の児童虐待に関する意識の向上を図り、乳幼児の健康診査等母子保健事業との連携により児童虐待の早期発見に努めるとともに、「子育てママのこころの相談」等を活用し、母親の精神面の負担軽減を図るなど、虐待予防に努めます。
母子歯科保健事業の充実	乳児期から歯科指導・相談の充実、かかりつけ歯科医院をもつきっかけづくりのため乳児フッ化物塗布受診券・お口の健康手帳を配布しています。幼児期では、2歳児歯科健診にて歯科健診、フッ化物塗布、食を中心とした正しい生活習慣に関する集団講話を実施し、幼児期に急増する歯齲患率の低下に努めています。また、市内の保育所・幼稚園・認定こども園に在籍する4・5歳児で、フッ素洗口を希望する児に対し、園で薬液を用いたうがいを日常的に行うことにより、幼児のう歯予防を図ります。
こども家庭センター母子保健事業	子育て世帯包括支援センター、通称「マミーズほっとステーションぬまづ」において、妊娠期から子育て期にわたり、利用者支援事業（こども家庭センター型）、産後ケア事業等、切れ目のない支援を行います。
一体的相談支援の実施	すべての妊産婦、子育て世代、子どもに対し、一体的な相談支援を実施するとともに、潜在化している悩み事や困り事を発見し、必要な支援につなげるよう、職員や関係者の資質向上に努めます。
産婦健康診査	母子健康手帳交付時に産婦健康診査受診票を交付し、産婦の健康管理や産後うつ予防を図ります。
乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）	生後4か月未満児の家庭へ保健師等が訪問し、発育発達状況の確認、子育ての不安や悩みに関する相談、子育てに必要な情報抵抗を行い、地域の中で子どもたちが健やかに成長できるよう支援します。
妊婦・産婦健康診査、乳幼児健康診査の充実、受診率の向上	こどもの健やかな成長のため、関係者への周知等を行い、受診率の向上に努めます。
妊婦健康診査	母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票を交付し、安全な分娩と健康な児の出産のため、妊婦の健康管理の向上を図ります。
母子健康手帳の交付	母子の健康保持、健康増進のため、母子健康手帳を交付し、妊娠・出産・育児に関する情報の提供や相談に応じ、母子共に健全な妊娠・出産・産じょく生活が送れるよう支援します。
すくすく育児教室の充実	3～4か月児を持つ母親を対象に、乳幼児の発達・育児についての知識や母子関係の大切さを学ぶための教室を実施します。また、母親同士の交流により母自身の孤立化を防ぐように努めます。
親子絵本ふれあい事業の実施	親子の会話やきずなを深めるよう、絵本とふれあう機会を促進するとともに、市民ボランティアと連携し読み聞かせの大切さを啓発します。
不妊・不育症に関する総合支援の充実	こどもを産み育てたいと切望する不妊・不育症に悩んでいる夫婦を支援するため、不妊・不育症治療費助成を行うとともに、若年代からの妊娠・出産について正しい知識の普及や母体を意識した健康づくりの教育に努めます。

②教育、保育サービスが受けられる場の充実

施策項目	施策内容
家庭的保育事業の実施	0～2歳児の保育の量的拡充を図るため、少人数(定員1～5人)を対象とした、きめ細かい保育を促進します。
保育士の確保	保育の受け皿の確保や保育の質の向上のため、保育士の確保に努めます。

保育サービスに関する情報の提供	各保育所のお知らせ、掲示板や市が運営する「沼津市子育てポータルサイト」を活用し、保育サービスに関する情報の提供に努めます。
保育所・幼稚園の認定こども園への移行支援	待機児童の発生を防ぐため、着実に拡充を図り、既存の幼稚園、保育所から認定こども園への移行の支援に努めます。
保育所定員枠の拡大	地域の保育ニーズに合わせ、適正な保育定員枠の確保に努めます。
保育内容の充実	研修・学習会等により保育士の資質の向上に努めるとともに、必要な保育サービスを提供できるよう、保育内容の充実に努めます。また、親と共に子育ての楽しさ・大切さを共感できる保育を目指します。
預かり保育の充実	幼稚園・認定こども園で実施している教育時間終了後の預かり保育や、長期休暇中の預かり保育のさらなる充実を働きかけていきます。
小規模保育事業の実施	0～2歳児の保育の拡充を図るため、少人数(定員6～19人)を対象とした小規模保育を促進します。
事業所内保育事業の推進	従業員のこどもや地域のこどもと一緒に保育する事業所内保育を促進します。
病児・病後児保育の充実	こどもが病気の際に一時的に預かる病児・病後児保育（施設型）の充実に努めます。また、事業者の新規参入を促進します。
体調不良児保育の充実	自園の児童を対象として、看護師等が保育する体調不良児保育の充実を促進します。
延長・休日・一時保育の実施	子育てをする親の仕事と育児の両立を図るため、延長保育・休日保育を実施するとともに、保護者の傷病・冠婚葬祭等に対処するため、市内全保育所での一時保育を促進します。
多様な主体が本制度に参入することの調査研究	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究を行います。
居宅訪問型保育事業の実施	保護者の自宅で個別のケアを行う在宅訪問型保育を促進します。
教育・保育施設及び地域型保育事業との相互の連携	幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育事業所等の情報交換の場を設けるなど相互の連携に努めます。
沼津市幼児教育研究協議会への支援	沼津市幼児教育研究協議会の機能強化を図るため、幼稚園、保育園、認定こども園等との連携や、幼児教育についての活動を支援します。
情報交流、施設間の情報共有	SNS等、情報通信手段の発達や価値観の多様化などにより利用施設の利用範囲が拡大しているため、市町の区域を越えて連携し情報の共有を図ります。
広域連携	都市間の子育て支援の情報交換、情報提供等による連携を図ります。
保育施設等の運営への助成	保育施設に対し、適切な助成を行います。
保護者の勤務形態、家庭状況等に対応した幼児教育や各種保育サービスの量的確保、質の向上	未就学児が安心して教育、保育サービスが受けられるよう、ニーズに合った受け入れ態勢の確保、こどもの幸せ、成長を第一とした質の向上を図ります。
保育所環境の整備	こどもたちが安全により良い保育サービスを受けることができるよう、施設の整備を進めます。

２ 学童期・思春期（小学生から18歳まで）

（１）心も体も健全に成長できる支援

①こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の提供

施策項目	施策内容
「チーム学校」実現事業	校外学習等の支援を行うほか、各小中学校が必要とする支援員等の配置や効率的な校務を支援することにより、「チーム学校」を実現し、児童生徒の教育の充実を図ります。
教職員への研修、資質向上（支援が必要な児童生徒の把握と適した支援の実施、体罰の禁止、いじめの早期発見・抑止など）	定期的な教職員向けの研修等を実施し、資質向上を図ります。
支援員（児童生徒・図書館・外国語児童等）・部活動指導員の配置	各種支援員の配置による教職員が授業に専念できる環境を確保します。
学校運営協議会及び地域学校協働本部の設置	全中学校区におけるコミュニティ・スクールの取組を継続します。
幼保小連携協議会の開催	幼稚園・保育園・認定こども園・小学校の相互理解を図り、連携を推進します。また、接続期カリキュラムの策定に取り組むなど、幼保小の円滑な接続を推進します。
進路指導の充実	関係機関と連携し、進路先への丁寧な移行支援を図ります。
日本語学習支援の充実	外国人児童や保護者が、生活する上で必要な日本語を学ぶための日本語学習機会を提供し、日本語学習支援の充実に努めます。

幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携推進	幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育事業所等の情報交換の場を設けるなど、相互の連携に努めます。
放課後学習支援員等の配置	授業だけでは学習内容の習得が十分でない児童・生徒や、より確かな学力を付けたい児童・生徒に対して、放課後や長期休業等を利用し、きめ細やかな学習支援を行い学力の向上を図ります。また、日本語指導が必要な児童・生徒に対する学習指導を継続的に行います。
相談の充実	児童・生徒の心身の発達や家庭及び学校などでの生活上の諸問題に対応できるよう、教育や保育、福祉の関係機関が連携した教育相談を充実します。
タブレット端末等を用いた相談の実施	1人1台端末上に教育委員会直通の専用相談ウェブサイトにつながる相談アイコンを設置し、相談体制の充実を図ります。
中高一貫教育推進事業（キャリア教育）	中高6年間の進路シラバスの活用、「総合的探究の時間」、生徒の進路希望に応じたキャリアガイダンス、進路講座との実施を通じ、自ら進路を切り拓く生徒を育成します。
学校施設の整備・改修の推進	こどもたちが安全・安心で充実した学校生活を送ることができるよう、学校施設の整備や維持管理を適切に行い、その充実を図ります。

②こどもの地域での居場所づくり

施策項目	施策内容
新・放課後子ども総合プランの推進	学校施設を利用して放課後健全育成事業（放課後児童クラブ）と放課後子ども教室との一体的な実施に向け、連携を図ります。また、放課後子ども教室の推進を図ります。
放課後児童クラブ	保護者が共働きなどで昼間家庭にいない小学生が、放課後から夕方までの間や学校が長期休みの間、家庭的な雰囲気の中で過ごす生活の場を提供します。
子どもの居場所づくりの支援	低所得世帯や共働きなどで一人の時間を過ごすこどもなどの支援のため、地域住民やボランティアなどが実施する放課後の見守りや、食事の提供、学習支援等を利用したこどもの居場所づくりの支援を推進します。
放課後子ども教室	全ての小学生を対象に、放課後や週末等に小学校の体育館等を活用し、勉強やスポーツ、地域住民との交流の機会を提供します。
児童が自主的に参加し、自由に遊ぶ、学習や様々な体験活動、住民との交流の機会を提供する地域活動の支援	児童が自主的に参加し、自由に遊ぶ、学習や様々な体験活動、住民との交流の機会を提供する地域活動を支援します。
新たな集いの場の設立支援（沼津市子どもの居場所づくりコーディネート事業）	多様な居場所づくりを促進できるよう、子どもの居場所の開設を希望する市民団体に対し、開設・運営に関する支援等を行います。

③いじめや不登校への対策や支援

施策項目	施策内容
いじめの加害者、被害者に対応するための専門的人材の確保	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを全小中学校に配置し、関係機関と協力し体制充実を図ります。
いじめ予防に向けた教育	児童生徒に対し、いじめ予防に関する授業等を実施します。
学校と関係機関、地域との連携によるいじめの早期発見、早期対応	いじめや虐待を受けているこどもを早期発見、対応できるよう、学校と関係機関や地域等が連携して見守る体制をつくるため、啓発活動に努めます。
不登校児童・生徒への支援	わずかな兆候を見逃さず早期に対応するとともに、学校での居場所づくりに努めるなど、魅力ある学校づくりを進めます。また、長期化する場合は保護者や関係機関等と連携し、社会的自立に向けた支援を行います。
教育相談の充実	専門家やスーパーバイザーと連携し、面接相談・電話相談等の教育相談体制の充実を図り、不登校児童生徒等悩める青少年と父母等に対して、適切な支援・助言を行います。
面接による相談	不登校や進路に悩む児童生徒とその保護者の悩みや不安を軽減し、児童生徒が将来的に自立して行くための支援を行います。また、不登校児童生徒の心理的回復を図り、自立や学校復帰を支援するための相談指導学級を設置します。
「いじめ相談ホットライン」の運営	パソコンやスマートフォンなどからアクセスできる相談窓口を設置し、相談体制の充実を図ります。
タブレット端末等を用いた相談の実施	1人1台端末上に教育委員会直通の専用相談ウェブサイトにつながる相談アイコンを設置し、相談体制の充実を図ります。
SOSの出し方等に関する教育の実施	各学校の道徳や学級活動等の時間において、いじめや不登校の原因となる不安や悩み、ストレスへの対処法を身に付ける教育（SOSの出し方に関する教育）を行います。

3 青年期

（1）家族形成や自己実現に向けた支援

①次のステージへの支援

施策項目	施策内容
企業立地の促進	関係機関と連携し、企業立地の促進により、本市における雇用の場の確保に努めます。

正規雇用の確保	公共職業安定所等と連携して、地元企業の正規雇用者の採用を働きかけ、安定した社会生活が送れるよう努めます。そのため、就職支援サイト「ぬまjob」による地元企業とのマッチングを図るとともに、合同就職面接会等の求職機会の充実を関係者に働きかけます。
キャリアデザイン相談センターによる伴走型就職支援	就労支援として、就労支援員による就職相談やアフターフォローによる早期離職防止など、伴走型支援を行います。
企業の魅力を高める働き方改革セミナーの開催	市内に本社または事業所のある企業を対象に、多様な働き方の推進や多様な人材の採用に関するセミナーを実施します。
公共職業安定所等との連携による、若者の市内企業への正規雇用の就労促進	「沼津市雇用対策協定」に基づき、公共職業安定所等関係機関と連携し、市内の雇用・労働環境の向上と、就労支援の促進を図ります。
合同就職面接会の開催	市内中小企業等の参加による合同就職面接会を開催し、雇用のマッチングを図ります。
再就職の支援	「沼津市雇用対策協定」に基づき、公共職業安定所等関係機関と連携し、若年者・女性・障がいのある人・高齢者・外国人等に対して様々な雇用対策、再就職支援に努めます。
市内企業に特化した就職支援サイト「ぬまjob」の運営	市内企業の安定した雇用の確保と、市内外の求職者の市内企業への就労を促進します。
女性向けのワーク・ライフ・バランスセミナーの開催	市内で働き、暮らすことを希望する女性を対象にワーク・ライフ・バランスのセミナーを実施し、女性の積極的登用の機会を創出します。
奨学金返還支援制度の実施によるUターン就職の推進	学生の市内企業への就職及び本市への定住を促進するため、市内中小企業等に就職し、かつ市内に居住した勤労者に対し、日本学生支援機構の奨学金返還金の一部を補助します。

②結婚を希望する若者への支援

施策項目	施策内容
結婚に向けた出会いの相談や婚活に関する情報の発信	結婚を希望する人を応援するために、婚活サポーターの紹介や婚活イベントの案内など、結婚・婚活に関する情報を一元的に発信します。
婚活イベントの開催	結婚を希望する方に新たな出会いの場を提供するため、多様なイベントを開催します。
新婚世帯に対する新生活に係る費用の助成	新婚世帯若者が婚姻に伴い新生活を開始する際の経済的負担を軽減するため、新生活にかかる費用を助成します。

③悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

施策項目	施策内容
ひきこもり支援センターの利用促進	不登校・ひきこもりに悩む方の居場所を提供する本事業を周知し、利用の促進に努めます。

Ⅲ 子育て当事者への支援に関する施策

1 保護者の悩みや課題に寄り添った支援の充実

(1) みんなで支えあう子育ての推進

施策項目	施策内容
ファミリー・サポート・センター事業の充実	仕事と育児の両立や子育て支援のため、有償ボランティア（会員）により相互援助活動を行う、ファミリー・サポート・センター事業を実施し、事業の周知と利用拡大を図ります。
あそび隊の参加促進、活動の活性化	市民全体ですべての子育て世帯を支えていく環境づくりを促進するため、子育てボランティア「あそび隊」の活動を支援します。
エンゼルサロンとの連携	乳幼児とその親の交流を図るため、市民ボランティアの協力を得て地区センター等で開設している「エンゼルサロン」に対して、必要に応じて保育士を派遣するなど、地域と連携して子育てを支援していきます。
市HP「子育てポータルサイト」や子育てアプリの活用	SNSを通じて情報提供することにより、子育てに不安を感じる保護者に対し安心を与える情報を提供します。
ふれあい交流室の充実	サンウェルぬまづふれあい交流室の充実を図り、保護者(両親・祖父母)やこどもの交流の場、遊びの場を提供するとともに、育児相談による子育ての不安の軽減など子育てを支援します。
民間事業所との連携	子育てママの悩み解決を促進するため、民間事業者が行う妊娠から出産、子育てを支える子育て相談事業を支援します。
育児支援家庭訪問サポーター派遣事業の実施	母親が出産後のストレスや、養育上の問題等により家事や育児が困難な状況を支援するため、サポーターを派遣する事業を促進します。
園庭開放の充実	幼稚園・保育所で実施している園庭開放のさらなる充実のため働きかけていきます。
子育て応援グループへの支援とネットワークの拡充	子育て支援サークルの円滑な活動のため、サークルの輪が広がるよう情報提供するとともに、子育て支援センター等を活動場所として提供するなど、様々な支援を行いながら子育てネットワークの拡充を支援します。
子育てガイドブックの配布	本市での子育てに必要な情報を掲載した、「子育てガイドブック」の内容を充実させるとともに、多くの市民に向けて配布します。また、電子版の子育てガイドブックの作成について検討を進めます。

	9。
子育てサポートキャラバン事業の充実	こどもの遊び場の確保、母親同士の交流、情報交換の促進を図るため、ワゴン車で保育士が各地区センターをまわる巡回型支援センターを充実します。
子育て講座の充実	親としての視野を広げ、自覚を持ち、望ましい姿を人間関係づくり、自らの生き方などを考える、親子の機会を提供するため子育て講座を実施します。
子育て世帯が集う機会の提供	保護者に対してこどもの発達・育児に関する相談機会を提供するとともに、市内の子育て支援センターで、保護者同士が自由に交流できる場を提供します。また、子育てボランティア団体と連携を図りながら、保護者の孤立を防ぐ取組を進めます。
子育て短期支援事業の実施	保護者が病気・事故・冠婚葬祭・仕事(出張、夜勤等)などにより、こどもの養育が一時的に困難な状況を支援するため、児童擁護施設等で預かるショートステイ事業、夜間や休日のみ預かるトワイライトステイ事業を促進します。
家庭児童相談	保護者等からの児童に関する様々な問題や、家庭の相談等について、助言及び指導を行い、児童の健全育成及び児童の権利保護、児童福祉の向上を図ります。
こどもの成長を支える講座	青少年教育センターに配置されている臨床心理士、言語聴覚士による講演を実施し、困難を抱えるこどもの保護者や教育・療育関係者等に役立つ情報を提供します。
利用者支援事業	母子保健コーディネーターがワンストップ相談窓口となり、安心して出産、子育てができるよう、一人ひとりに寄り添った支援を行います。
育児不安に対応するための相談体制の充実	親の育児不安を解消し、楽しく子育てができるよう、相談体制の充実に努めます。
外国人相談窓口の充実	外国人児童や保護者が相談や適切なサービスが受けられるように、多言語対応可能な外国人相談窓口の運営や専門家による外国人向けのための相談会を実施し、相談体制の充実に努めます。
民生委員・児童委員活動への支援	こどもを取り巻く様々な地域問題に対応するため、民生委員・児童委員の活動の充実を図り、よりきめ細やかな相談や援助を促進します。
養育支援訪問	発育発達や養育に関して支援が必要な乳幼児の家庭へ保健師等が訪問し、子育ての不安や悩みに関する相談、子育て支援に必要な情報提供を行い、地域の中で健やかに成長できるよう支援します。
リーフレットの配布・配架	スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、PTA役員、民生委員児童委員など、こども・若者と日頃接する機会のある地域の関係者にリーフレットを配布することで、相談先情報の周知に努めます。
地域子育て支援拠点施設（地域子育て支援センター）の充実	保護者やこども同士の交流を図るとともに、子育ての悩みを解消し、育児の楽しさを助長するため、市内各所の子育て支援センターによる、親子ふれあいのためのフロア開放や育児相談、育児講座等の充実に努めます。

2 仕事と生活が調和するライフスタイル確立に向けた支援の充実

(1) 家庭における子育ての推進

施策項目	施策内容
家庭教育支援員による講座の開催	県が養成している家庭教育支援員と連携し、市内各園・各校の保護者団体等からの要請に応じて家庭教育に関する出前講座を行います。
家庭教育講座の実施	幼児期から思春期までのこどもの心身の発達や親の望ましいあり方等について学ぶ家庭教育講座を開催します。
パパとママの教室の充実	妊婦とその夫を対象に、妊娠・出産・育児等に関する知識の提供や「夫婦ともに子育てをする」という意識の啓発を目的とし、妊婦同士の交流や、夫の育児参加への意識が高まるよう内容の充実に努めます。また、より多くの夫婦に参加してもらえるよう、情報発信に努めます。
家庭教育に関する学習活動への支援	家庭の教育力を向上するため、各種学習会に講師を派遣し、開催を支援します。
「家庭」「職場」「教育」「地域」の4つの主要領域における男女共同参画の推進	「家庭」における男性の家事シェア応援、「職場」における男女共同参画に積極的に取り組む事業所の認定等、「教育」における男女共同参画の視点から行う職業講話の実施や、「地域」における男女共同参画地域実践活動促進事業の実施など、各分野における男女共同参画を推進し、子育て当事者の女性と男性がともに助け合い協力しながら子育てをする子育てを推進します。

3 子育て世帯の家庭状況に応じた支援の充実

(1) ひとり親家庭への支援

施策項目	施策内容
ひとり親家庭の生活向上支援（ひとり親家庭等生活向上事業・居場所づくり）	ひとり親家庭等の児童に対して、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援等を行い、また、こどもの居場所づくりに努めます。
ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭等の児童を対象に、放課後児童クラブ後の居場所の提供と学習支援等を行います。
ひとり親世帯への進学支援の情報提供	児童扶養手当受給世帯で、中学3年、高校3年時のこどもが高校・大学等進学別に利用可能な、母子父子寡婦福祉資金貸付制度、教育ローンや、沼津市育英奨学金を始めとする各種奨学給付金などの情報を提供し、制度やサービスの周知に努めます。

母子・父子自立支援員の設置	ひとり親家庭の自立に向けて「母子・父子自立支援員」を中心に、就労をはじめとする家庭全般の問題について相談及び指導を行います。
母子世帯の生活支援（母子生活支援施設の充実）	経済的困窮やDV被害等により、監護すべき児童の福祉に欠けると認められる母子世帯を入所・保護するとともに自立促進のための生活の支援を行います。
育児・家事の援助	育児支援家庭訪問サポーター派遣制度を活用してひとり親で周囲からの援助を受けにくい世帯を支援していきます。
ひとり親家庭専用相談窓口（再掲）	ひとり親に対して、別れた配偶者とこどもとの面会や養育費のこと、仕事のこと、公的な援助制度のことなどについて、専門の母子・父子自立支援員が相談に応じ、行政各部署・関係機関・地域等の適切な支援につなげるなど、問題解決のお手伝いをします。
保護者の就労相談	各関連機関と連携を図り、保護者の就労について支援します。マザーズハローワーク、母子家庭等就業・自立支援センター東部支所など
困難な問題を抱える女性支援推進等事業（女性相談）	女性相談員を配置し、支援や保護の必要な女性の発見に努め、相談に応じ、自立等のために必要な援助を行います。
児童扶養手当	ひとり親家庭等で児童を扶養していて、本人及び同居の扶養親族の所得額が国の基準にあてはまる人に対して、所得に応じて手当を支給します。
ひとり親世帯への医療費の助成（母子家庭等医療費助成）	ひとり親家庭の経済的な負担を軽減するため、前年度の所得税が課されていないひとり親家庭の20歳未満の児童と母親または父親を対象に医療費の助成を実施します。
ひとり親世帯への就学・進学支援（ひとり親家庭等就学支援助成等）	児童扶養手当受給者を対象に、小学校入学の際に必要なランドセル及び学校指定用品の購入費用の一部を助成します。また、児童扶養手当受給世帯で、中学3年、高校3年時のこどもが進学に利用可能な、資金の貸付制度や教育ローン、各種奨学金の情報を提供します。
母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業	本市に住所があり、20歳未満の児童を養育し、児童扶養手当を受けている者と同等の所得水準にある母子家庭の母等を対象に、以下の給付を行います。
	【母子家庭等自立支援教育訓練給付金】
	受講終了後、対象講座の受講料の6割（1万2千1円以上で20万円を上限）を支給。
	【高等職業訓練促進給付金】
母子父子寡婦福祉資金貸付金（静岡県事業）	1年以上の養成機関に修業する間の生活費の負担軽減のための給付金を支給。
	ひとり親家庭に対して、こどもが高校・大学等に進学・通学する際に、その費用について貸付を行います。
J R通勤定期の援助（静岡県事業）	児童扶養手当受給者及び同一の世帯員は、J Rの通勤定期乗車券の割引を行います。

（２） 子育てや教育に関する負担の軽減

施策項目	施策内容
沼津市育英奨学金の給付	「沼津市育英条例」に基づき、学業成績が優れ、学資の援助を必要とする大学生及び高校等入学予定者に奨学金を給与します。
伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金事業	妊産婦や母親の悩みに対して専門職（助産師・保健師等）が相談支援を行います。併せて地域の母親同士の仲間づくりを促進し、孤立感を軽減し、安心して出産、育児に臨めるようサポートします。また、経済的負担軽減のために、妊娠の届出時、新生児訪問または乳児全戸訪問時の経済的支援を行います。
低所得妊婦の初回産科受診費用助成の実施	安心・安全な出産に向けて、低所得の妊婦に対し、妊娠の判定のための診察に係る受診費用を助成することで、低所得の妊婦の経済的負担の軽減に努めます。
児童手当	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として児童を養育している人に手当を支給しています。
こども医療費助成	保護者等の経済的負担の軽減を図るとともに、こどもの養育と疾病の早期発見及び早期治療を促進し、安心して妊娠・出産・育児ができるよう、高校3年生相当年齢以下を対象にした医療費の無償化について、今後も継続していきます。
幼児教育・保育の費用負担の軽減	第3子保育料無償化に係る年齢制限の撤廃による負担の軽減を図ります。
実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施	保護者の所得状況等を勘案して、保護者が支払うべき副食費、日用品、文房具、その他必要な物品の購入費用、または行事への参加費用を助成します。
しずおか子育て優待カード事業の充実	本事業に登録している加盟店で割引等の優待が受けれる、子育て優待カードの普及に協力します。